

R D最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書

RD最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たり、滋賀県知事(以下「甲」という。)と滋賀県栗東市赤坂自治会、小野自治会、上向自治会、日吉が丘自治会および栗東ニューハイツ自治会(以下「乙」という。)は、平成22年8月5日に甲とRD問題周辺自治会連絡会が取り交わした「RD事案解決に向けての覚書」第1条で遵守するとしている「RD産廃処分場問題に関する県の対応についての見解」3の項を踏まえ、以下のとおり協定を締結する。

- 1 旧RD最終処分場における支障除去および支障のおそれの除去のため、別紙の基本方針に基づいて二次対策工事を実施する。
- 2 二次対策工事の具体的方法（廃棄物土の分別方法、埋戻しの判定方法、工事に伴う周辺環境対策等）については、本協定の締結後も、引き続き甲乙が話し合いを行う。
- 3 甲は、二次対策工事の実施に当たっては、掘削等によって生活環境保全上の支障が生じることのないよう、適切な汚染拡散防止対策や臭気対策等を講じる。
- 4 甲は、情報公開に積極的に取り組むこととし、二次対策工事实施期間中、二次対策工事に係る進捗状況、調査結果等の情報を適宜公表するとともに、二次対策工事の現場を公開する機会を設けるものとし、日時等を一週間以上前に乙に連絡するものとする。
- 5 甲は、旧RD最終処分場のモニタリングについて、浸透水水質については安定型処分場廃止基準を、地下水の水質については地下水環境基準を、それぞれ安定して下回っていることが確認できるまでの間、継続して実施する。併せて、甲は、当該モニタリングの結果の情報を、甲が結果を得てから一週間以内に公開する。
- 6 甲は、二次対策工事实施期間中の掘削等による周辺環境への影響確認や、一次対策工事および二次対策工事の有効性の確認を行うことを目的として、甲、周辺自治会、栗東市および学識者で構成する（仮称）RD最終処分場問題連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。
- 7 連絡協議会は、二次対策工事完了後5年を目途に、対策工の有効性を確認するものとする。その結果、有効でないと判断されたときは、甲は、調査を行った上で、一次対策工事または二次対策工事において掘削しなかった部分の掘削を含めて必要な追加対策を検討し、実施する。

- 8 二次対策工事実施期間中に不測の事態が生じたことにより、周辺環境に悪影響が発生し、または発生することが想定される場合には、甲は、直ちに連絡協議会に連絡して、対策等について協議を行う。また、事態の原因や状況等について把握した情報を適宜公表する。
- 9 甲は、二次対策工事の実施に当たっては、旧RD最終処分場に隣接する経堂ヶ池の農業用水としての機能の回復・維持に配慮するものとする。
- 10 甲は、旧RD最終処分場の土地について、二次対策実施計画に対する環境大臣の同意後、土地の権利に関する法的整理がつき次第、県有地化を図る。
- 11 前各項の詳細について必要があるときは、別途甲乙が誠意をもって協議を行うものとする。
- 12 本協定を締結した証として本協定書を、甲1通乙を構成する自治会各1通これを保有するものとする。

平成24年10月3日

甲 滋賀県知事

嘉田由紀子

乙 滋賀県栗東市

赤坂自治会

会長

小野自治会

会長

上向自治会

会長

日吉が丘自治会

会長

栗東ニューハイツ自治会

会長

立会人

栗東市長

野村昌弘